

# 中間財務諸表会計基準案、最終化への検討、開始

—ASBJ—

去る2月5日、企業会計基準委員会が、第519回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。

## 中間財務諸表に関する会計基準

企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応について審議された。

公開草案の方向性を支持するコメントがあった一方、「中間会計基準のみを開発し、1Q・3Qに対応する会計基準が開発できていない点が問題である」として支持しないというコメントも寄せられていた。コメントに対応として、「施行日までの短期的な対応として、中間会計期間(6カ月)を会計期間とした取扱いと四半期会計基準の取扱いの差異は、従前の取扱いが継続できる経過措置を設けている」旨等の説明が示された。

委員からは特段の異論は聞かれなかった。3月までの最終化を目標としている。

継続企業および後発事象に関する実務指針等の移管に係る調査研究

日本公認会計士協会が公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクトにおいて、継続企業と後発事象に関する調査研究を実施することとされており、今回、調査研究報告書の文案が示され、審議された。

国際的な動向として、継続企業については、IAASBの国際監査基準570「継続企業」改訂のプロジェクトが進められており、そこでは継続企業の前提の評価期間の起点を期末日から財務諸表の承認日に変更するなどの方向性で進められている。

また、後発事象については、サステナビリティ開示基準において「サステナビリティ関連財務情報」の承認日の概念を導入する予定であり、これを契機に会計基準でも求めることを検討することが考えられる。

これらの動向を踏まえ、事務局からは、実務指針の移管に焦点を当てた最小限の対応とする

のか、移管にあわせて国際的な整合性を図る等の対応を図るかとの論点が示された。

委員からは、「国際的動向を踏まえてアップデートすべき」、「後発事象の国際的な会計基準のアップデートは実務負担が大きい」等、さまざまな意見が出された。

## パースナルスピノフの会計処理

第112回企業結合専門委員会(2024年2月20日号(No.1702))情報ダイジェスト参照)に引き続き、パースナルスピノフの会計処理について審議された。

企業会計基準適用指針公開草案80号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等についてのコメント対応において、完全子会社株式を対象とすることの明確化を求めるとして、自己株式会計適用指針10項(2)の「子会社」に同項案(2-2)の表現とそろえて「完全」を追加すべきとのコメントに対して、追加しない理由を結論の背景に記載する修正案が示された。

委員からは、「完全」を入れるべき、「結論の背景で説明されるならば賛成」と賛否の意見が分かれた。事務局からは「両

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月11日(月)まで (10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月15日(金)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年分) 所得税、贈与税、都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)	
4月1日(月)まで (3月31日が日曜日のため)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年12月期) 2カ月延長法人(令和5年11月期) ⑤ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑥ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4月、7月、10月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

論開かれており、預かって整理する」との回答があった。次回以降、全体の文案が示され、審議される予定。

**金融資産の減損**

第211回金融商品専門委員会（2024年2月20日号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）の検討の審議が行われた。

(1) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

実務負担に配慮して、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認め、予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合には、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを明確にする」との事務局案が示された。

委員からは、事務局案に賛成意見が聞かれた。また、「オーバーレイ調整は実際にやると難しい。教育文書などでやり方を示しては」との意見が出された。事務局から「教育文書でどこまで示すことができるか検討する」との回答があった。

(2) 実効金利法関連の論点

「引当における貨幣の時間価値の考慮」および「IFRS9号『金融商品』の実効金利法による償却原価の採用」について、事務局から、「約定金利を用いることができるオプションを設け、貸付金に関連する手数料については、収益認識会計基準等に準じて会計処理する」との案が示された。

また、「償却原価の償却方法」について、「実務上の便宜として、定額法を適用するオプションを設ける」案が示された。

委員からは方向性に賛意が聞かれた。「貸付金の手数料の処理について、計上時期にも影響がある」との意見が聞かれた。

**上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分**

第211回金融商品専門委員会（2024年2月20日号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、VCファンドの出資持分の会計処理について審議が行われた。

VCファンドに相当する組合等の定義について、「募集または私募が行われた」、「運営者は出資された財産の運用を業としている」、「構成資産である市場

**ポジティブ・メンタルヘルス**

**「Xをワイはやめたゼーツトー」**

メンタルクリエイター 江口 毅

年始にふと思立ち、SNS断捨離をしました。昨年5月に始めて以来、ほぼ毎日更新していたX（旧Twitter）とほとんど更新していなかったFacebookのアカウントを削除しました。ヒト・モノ・コトのどれであっても断捨離すると気分がスッキリします。過去に何度か断捨離をしたときも毎回とても気分がよかったですし、断捨離直後に新しい出会いや仕事に恵まれたこともたびたびありました。

もともと筆者は、SNSに対して批判的・懐疑的な立場でした。しかし、やったこともないのに批判するのはよくないし、自分が発信するの誰かの役に立つかもしれないという思いから、昨年「Witter」（現X）を始めることを思いついた一でした。

実際、Xをやってみると、さまざまなメリットがありました。国内外問わずいろんな人たちと出会うことができました。仕事をしながらがらみや大学院に通う人たちがらは刺激を受けました。論語に精通している人たちからは過去から学ぶことの大切さや素読の意義深さを教えられました。また、「ニュースにはならないけど大事な事実を知ること社会問題について考え

ることができましたし、さまざまな勉強会や学会に参加するための情報を得ることもできました。そして、何より自分の投稿によって勇気づけられたり考えるきっかけを得られたりした人がいたことは嬉しいことでした。

一方で、短絡的な思考、言葉や軽んじる態度、断定的な口調による煽り、明らかに誤った知識の流布なども多くみられ、辟易したり気分を害したりすることも少なくありませんでした。また、明確な動機がなくても、何となくスマホやPCでXをチェックしてしまうことで時間を浪費することもあり、さまざまなデメリットがあるのだと身をもって感じました。ただ、Xの負の側面を外側からではなく実際にやってみて感じることでできたのは収穫でした。やはり食わず嫌いより食べてから善し悪しや好みを語るのが大事です。

この「食わず嫌いをやめること」は、どのような場面においても必要な姿勢ではないでしょうか。人間関係において、私たちは自分の価値観や常識に反する人を拒絶し、勝手なレッテルを貼ってしまうことが少なくありません。しかし、一歩踏み込んで付き合ってみると、新しい価値観を知って自分

の世界が広がったり、思わぬ共通点を見つけて親しみを覚えたりすることがあります。仕事も同様です。やったこともないのに、つまらない、価値がない仕事だと決めつけてしまっていることはないでしょうか。また、過去のネガティブな経験によって「嫌いな仕事」「自分にはできないこと」などと決めつけてしまっていることがないでしょうか。勇気を出して一歩踏み込んでみたら、案外そうでもなかった、実は面白い仕事だったという発見が得られることもあります。

判断は食べた後でいいのです。食わず嫌いをやめて実際に食べてみれば、判断するための材料も増えます。自分自身が何を大切にしている、何を恐れているのにも気づきやすくなります。また、筆者は今回食べてみたうえでXをやめるという判断をしましたが、やめること以外の道もあったでしょう。口に合わないと思っても、調理のしかたを変えたり他の食材と合わせたりするという手もあったかもしれません。ただ、やはり大事なことは、始めてみることに一歩踏み出してみること、そのうえで判断することなのだろうと思います。

# GM課税の会計処理・開示における四半期財務諸表の注記等、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

価格のない株式を定期的に時価評価」、「組合契約等の投資対象を専らスタートアップ企業とする」といった要件を満たす組合等とする事務局案が示された。委員から、「他のフアンドとの線引きが難しい」、「スタートアップに限定する必要があるのか」などの意見が聞かれた。

## リース会計基準

第514回親委員会（2023年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）で審議された、貸手の基本となる会計処理（会計処理の検討）について、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下、「第2法」という）を廃止する案に対し、「収益認識会計基準で割賦基準が認められなくなったことを理由とするは適切ではない」などの反対意見が聞かれていた。

この意見を「リースが製品または商品を販売する手法として用いられる場合」、「リースが金融取引の性格が強い場合」に分けて、収益認識会計基準等との関係について分析が行われた結果、第2法を踏襲せず公開草案を変更しない事務局提案が示された。委員から異論は聞かれなかった。

去る2月7日、企業会計基準委員会は、第91回税効果会計専門委員会を開催した。

第90回専門委員会（2024年2月10日号（No.1701）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等のコメント対応について審議された。

また、同5日に開催された第519回親委員会でも同テーマについて審議された。主な審議内容は以下のとおり。

## 四半期財務諸表の注記

公開草案では、四半期連結財務諸表および四半期個別財務諸表（以下、「四半期財務諸表」という）においては、当面の間、当四半期連結会計期間および当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム（GM）課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとされている。

また、四半期財務諸表における注記について、次の要件をいずれも満たす場合にこの規定を適用するときは、その旨を注記するとされていた。

- (1) 前連結会計年度および前事業年度においてGM課税制度に係る法人税等を計上している。
- (2) 当四半期連結会計期間および当四半期会計期間において、当連結会計年度および当事業年度におけるGM課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる。

寄せられたコメントでは、「合理的に見込まれるかどうかの判断をすることは困難であり、(2)を削除すべき」、「注記の判断の要否に、前年度に計上しているか否かを含める必要はないので、(1)は不要」との意見が聞かれていた。

局は案1を提案した。

(案1) (1)(2)をともに削除し、当四半期連結会計期間および当四半期会計期間において、GM課税制度に係る法人税等を計上しないこととするときは、その旨を注記する。

(案2) (2)を削除し、前連結会計年度および前事業年度においてGM課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間および当四半期会計期間にGM課税制度に係る法人税等を計上しないこととするときは、その旨を注記する。

専門委員からは、事務局案に賛成の意見が多く聞かれた。「公開草案の提案も一考に値するのでは」との意見も聞かれた。

第519回親委員会でも、賛成意見が聞かれ、「明らかに重要性が低い場合は注記を省略できるようにしては」との意見が聞かれた。

## 補定文書

適用初年度より後の年度の取扱いを明確にすべきであるとのコメントが寄せられており、これを受けて、次の文案の追加が示された。

(適用初年度以降の年度)

14 適用初年度の翌年度以降についても、当該制度の特徴（実務対応報告第X号BC2項からBC4項）を踏まえ、対象範囲の判定や個別計算所得等の金額等の算定にあたって必要な情報を適時かつ適切に入手することが困難である場合があると考えられる。この場合においても、第12項に示した例を参考にしつつ、適用初年度の翌年度以降に入手した第8項の情報等を加味した上で、見直しを行うことが考えられる。

専門委員からは、方向性に賛成の意見が聞かれた。また、「初年度に比べて2年目以降の見積りがどこまで精緻になるか疑問」との意見も聞かれた。

第519回親委員会では「第8項の情報等」とは、第8項のどこを指しているのか読み取りにくい。もっと明確にしたほうがいいのでは」との意見が聞かれた。

会計

# SSBJ基準、プライム上場企業 またはその一部へ適用の方向

—SSBJ

去る2月6日、SSBJは第30回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第29回（2024年2月20日

号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

## SSBJ基準の適用範囲

金融庁は「プライムを最大枠とし、そのなかの一部の企業については、どの程度の水準にするかは金融庁において議論していく。また、プライム以外のスタンダード、グロースなどの企業、最終的にはすべての有報を作っている会社が何らかの形でサステナビリティ情報を開示できるようにということ、SSBJ基準に限らず、TCFDのプリンシプルベースの基準などもあるため、そういったいろいろな基準を視野に入れて今後検討していく」と回答した。

委員からは、「プライム上場企業を最大枠として、その一部の企業について適用を求めているのが基本的な方針か」、「スタンダードやグロースといったプライム上場企業以外にも将来的にSSBJ基準の適用が広がる可能性または他のより緩やかなサステナビリティ開示の要請を求めていくことも考え得るのか」といった質問が出された。

事務局長は「適用範囲を全有報提出会社としてきたが、今回、その一部になるとの明確化があった。これに沿って基準開発を行っていく」とコメントした。

## 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案

前回に引き続き検討がなされ、文案の表現について議論が行われた。

委員からは、「商業上の機密情報」について、①当該情報が一般に利用可能となっていない、②当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る、③機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めを満たすことができるように当該情報を集約して開示することができないと企業が判断している、の要件を満たす等の場合に、開示をしないことができるとする文案について「『次の要件を満たす場合』という表現では、いづれかに該当すれば開示が不要になると誤解を招きかねないので、『要件をすべて満たした場合』としてはどうか」等の意見が聞かれた。

事務局長は、「すべて満たさなくてはいけない条件の場合は条件ではなく、要件という言葉を使って書き分けているが、わかりにくいとの意見もそのとおりなので検討する」と回答した。

## 「気候関連開示基準」の文案

IFRS S2号に相当する部分について文案検討が開始された。

前回審議にて、スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーション基準に加え、契約証書かマーケット基準のいずれかを開示する方向となった。文案上でその開示すべき契約証書とは「スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な契約証書等を企業が有している場合、当該契約証書等に関する情報」とされているが、委員からは「今の文言では、かなりオープンな制約のない情報のようにも読めるため、契約証書のなかの何が必要な情報なのかという

ことがわかるように書くべき」との意見が聞かれた。事務局長は、「ISSB基準において、契約証書のどの部分もどかの細かさで開示するかなど必ずしも明らかでないところが問題であって、われわれでその部分を解釈し、明確にすることで国際基準に準拠していないと言及されるリスクがある」と回答した。

委員からは、「契約情報そのものを出すことではないことは明確にしたほうがいいのでは」との意見が聞かれた。

## 金融

# マイナス金利政策撤廃に向け始動する日銀

日銀の内田眞一副総裁は2月8日、奈良県で講演し、当面の金融政策の行方について講演した。内容は、日銀当座預金の一部をマイナス金利とし、10年国債の利回り水準を一定の範囲に保つ、イールドカーブ・コントロール（YCC）に関する今後の見直しについての具体的な見解を述べている。

日銀当座預金のマイナス金利については、マイナスにある直前の状態に戻すことを意識させる議論に終始した。マイナス金利導入の直前は、日銀当座預金の超過準備に0・1%の金利を付利し、短期金融市場で無担保コールレートが0・0・1%の範囲で推移していた。この状態に戻すとすれば、現状の無担保コールレートマイナス0・1・0%からみると、0・1%の利上げになる。その後は、従来の金融政策に戻すとすれば、消費

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年2月2日	電子提供制度における招集通知モデル(電子提供措置事項の一部を含んだ一体型アクセス通知)の改正	全株懇	招集にあたっての決定事項のうち電子提供措置事項記載書面への記載省略について、定款の根拠規定および監査対象書類の一部である旨の記載を見直すほか、補足説明にて用語の整理や監査等委員会設置会社やバーチャルオンリー株主総会における記載例等を加えるもの。 <a href="https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2024_01.pdf">https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2024_01.pdf</a>	—
2024年2月8日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の改正(案)	金融庁	四半期報告書制度の廃止に伴い、ASBJから公表されている企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」を、その最終化後に、連結財務諸表規則および財務諸表等規則に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定し、企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を指定から削除する等、所要の改正を行うもの。コメント期限は3月11日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240208/20240208.html">https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240208/20240208.html</a>	—
2024年2月9日	四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について(追加)	JICPA	2023年11月20日の改正金商法成立を受けて同月22日付けで公表した「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」に、改正後の関連実務指針等の確定より前に、2024年12月期決算会社との間で締結する監査(および四半期レビュー)契約書の締結の準備に着手する場合の留意事項を追加したものの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-15-0-2-20240209.pdf">https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-15-0-2-20240209.pdf</a>	—

者物価上昇率が2%になるように無担保コールレートの水準を調整する政策となる。

しかし現状では、この水準を徐々に切り上げていく金利パスは「考えにくく、緩和的な金融環境を維持していくことになると述べた。さらに、マイナス金利導入の直前に戻すタイミングには言及がなかった。また、YCCについても、本来国債買入れによる量的緩和策(QE)の一種型であり、YCCの枠組みを外してもQEをどうするか議論が残るため、YCCを「廃止したらそれで終わりというものではない」と述べた。

さらに、ETFとJ-REITの買入れについては、「時間をかけて検討していく必要がある」と述べた。今まで植田総裁が踏み込んだ発言を行わなかった、マイナス金利廃止後の具体的な政策について言及したものの、持続的な利上げや金融引締め方向への政策転換には否定的な見解を示した。したがって、4月前後と予想されている、マイナス金利廃止の実施は織り込みつつ、その後の利上げ期待の打ち消しに向けた「市場との対話」の1つと考えられる。

証券

2月8日、日経平均急騰の意義

日経平均は1月22日に36,000円台に乗ったあと、横ばい気味で推移してきたが、2月8日に36,863円、2.1%上昇と大きく跳ねた。日銀副総裁が講演会にて、異次元金融緩和と政策の見直しでマイナス金利を解除しても、連続利上げなどは考えられず、緩和的な金融環境を維持すると発言したことに株式市場は強く反応した。

ただ、日経平均の大幅上昇は、ソフトバンクグループや半導体関連のハイテク企業の寄与が大きき、株式市場全体の動向を反映しているとはいえない。日経平均より多数の企業の平均株価を示すTOPIXは0.5%の上昇にとどまった。

折から3月期決算会社の第3四半期決算の発表シーズンになったが、期待どおりに業績見通しを上方修正する企業が相次ぐ一方、減益幅拡大を告げる企業も少なくなかった。

中国経済の減速・停滞が日本企業の業績に大きな影響を及ぼし、化学・電機などの業種へのマイナスが目立ったが、企業レ

ベルでは手掛ける分野が好調で、利益見通しを増額修正する企業もあった。

要するに、第3四半期の業績発表のインパクトは、株価・日経平均を押し上げるところまでは至らず、投資家のイライラは募っていた。そこへ、日銀副総裁のハト派的な金融政策発言があり、一部の投資家が一部の企業に飛びつき、日経平均が急反発したのである。

この日経平均急騰は、社会的な反響が大きかったようだが、今後の株価上昇につながるかは疑問である。その理由は1月の株価上昇をリードした海外投資家が、次第に日本株式の買越しを減らしてきていることだ。国内個人はまださしたる動きをみせておらず、海外投資家の穴埋めを期待できそうにない。

そもそもファンダメンタルズがさほど改善していないのに株価が急ピッチで上昇することは望ましくない。将来の株価下落幅を大きくするだけだからである。